

令和7年度
町有地売却応募要領
(公募抽選)

申込受付期間： 令和7年12月1日(月)から

令和7年12月26日(金)まで

町営住宅の用途廃止により、以下の物件について要領等に基づき売却します。
申込者が多数の場合、抽選により購入者及び購入対象物件を決定します。

売却物件一覧

物件番号	所在地 (鳥取県東伯郡)	地目	地積 (㎡)	売却価格 (円)	建物面積 建築年
1	琴浦町大字松谷 字向山 564 番地 242	宅地	370.81	1,074,000	建物 1階 86.59 ㎡ 2階 46.37 ㎡ (平成2年築)
2	琴浦町大字松谷 字向山 564 番地 240	宅地	372.67	1,080,000	建物 1階 86.59 ㎡ 2階 46.37 ㎡ (平成2年築)
3	琴浦町大字松谷 字向山 564 番地 246	宅地	335.86	973,000	建物 1階 86.59 ㎡ 2階 46.37 ㎡ (平成元年築)
4	琴浦町大字松谷 字向山 564 番地 245	宅地	330.34	957,000	建物 1階 86.59 ㎡ 2階 46.37 ㎡ (平成元年築)

※物件の引き渡しは現況有姿(登記面積)となります。申込にあたっては必ず現
地及び諸規制の状況を確認してください。

琴浦町建設住宅課
琴浦町 総務課

令和7年度 町有地売却応募要領(公募抽選)

1 売却物件及び注意事項

(1) 売却物件 別紙物件調書のとおり

(2) 注意事項

①物件調書の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を記載したものであり、現時点で変更されている場合があります。また、図面についても現状と異なる場合があります。

②売却物件はすべて現況有姿での引渡しとします。

ア 売却物件は、当該と土地上のすべての工作物(フェンス、木柵、擁壁、給排水施設、塗装、車止め等)や樹木等は含まれ、物件調書と現況とに差異が生じている場合は現状が優先し、契約後の物件引渡しも、その時点でのあるがままの状態とします。

イ その他、売買物件に越境物がある場合についても、現況のままでの引渡しとします。町は越境関係を解消するための交渉や手続きは行わず、相隣関係間で話し合うこととします。契約後に越境関係が判明した場合も同様とします。

(注)越境とは、例えば、隣接地の建物の庇が境界を越えて町有地上にかかっている場合や、逆に町有地上のフェンスが隣接地にかかっている場合等をさす。

③売買契約は登記簿地籍の数量で行います。

④必ず建物等の現地を確認されてから申込みしてください。物件は、現況有姿での引渡しとなります。(現地見学をせず申込みすることは可能ですが、事後に建物等の瑕疵等を発見しても、琴浦町では一切責任を負いません。)

建物内部見学

期間：令和7年12月5日(金) 午後1時30分から午後2時30分

令和7年12月12日(金) 午後1時30分から午後2時30分。

⑤現地確認の際は周辺住民の方のご迷惑にならないようご注意ください、みだりに隣接地には立ち入らないようお願いいたします。

2 申込者の資格条件等

(1) 申込者の資格

①申込者は個人に限ります。(法人の申し込みはできません。)

②課税されている市区町村に税金等の滞納がないこと。

③その他、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 当該公募抽選に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 申込者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である者

エ その他町長が不相当と認める者

(2) 申込条件

① 土地用途の指定

本物件は、個人が居住する住宅用地(以下「指定用途」という)として使用するものとします。
住宅建て替えのため既存建物を解体することはできません。

② 指定用途に供すべき期日(入居要件)

本物件の契約の締結の日から起算して5年を経過する日(以下「指定期日」という)まで自らが入居する受託として使用することが条件です。

③ 転売等の制限

指定期日までの5年間、町の承認を得ないで本物件を売買、贈与、貸与、交換、出資等による第三者への所有権の移転、又は本物件に地上権、質権、貸借権、その他使用収益を目的とする権利の設定をすることはできません。ただし、購入に際して住宅ローンのため抵当権を設定することはできます。

3 申込方法

(1) 申込書の提出

本要領に添付の「町有地買受申込書(兼受付票)」を申込者が持参してください。

郵送での提出も可能です。

申込受付後、交付(郵送による申込の場合は、郵送にて交付)する「受付票」を抽選会当日に必ず持参してください。

(2) 添付書類

① 申込者の住民票

② 申込者の納税証明書

※いずれも発行後3箇月以内のもの

(3) 申込期間

令和7年12月1日(月)から令和7年12月26日(金)まで

受付時間は午前8時30分から午後5時まで(土日祝日を除く)

(4) 申込先

琴浦町役場本庁舎 総務課 財務監理室

〒689-2392

鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 591-2

電話：0858-52-2111

4 購入者の決定方法

(1) 購入者の決定

希望物件の申込者が2名以上の場合は公開抽選により、購入者を決定します。

(2) 公開抽選会

- 1 日時 令和8年1月13日(火) 午前10時から
- 2 場所 琴浦町役場本庁舎 2階第2会議室
- 3 その他 申込者が抽選に参加してください。なお、やむを得ない場合は、代理人の参加も可能とします。また、抽選開始時間までに申込者又は代理人が、参加されない場合は、申込を辞退されたものとします。

(3) 抽選方法

① 予備抽選

抽選日の受付番号の小さい番号順にくじを引き、本抽選の順番を決定します。

② 本抽選

予備抽選で決定した小さい番号順にくじを引き、購入者を決定します。

5 契約の締結

購入者は、町から指定された期日までに、町が用意する「土地売買契約書」により契約を締結していただきます。

また、契約には印鑑登録証明書の提出及び収入印紙(印紙税)の貼り付けが必要ですので、購入者の負担により準備していただきます。

6 売買代金の支払方法等

(1) 売買代金の支払

町が発行する納入通知書により、契約締結と同時に売買代金(全額)をお支払いいただくか、契約締結後、30日以内に売買代金(全額)をお支払いいただきます。なお、売買代金の準備に時間を要する場合等については、事前に相談してください。

納入通知書記載の金融機関以外では納入できません。

(2) 売買物件の引渡し

売買物件は、売買代金の納入をもって、現況有姿での引渡しとなります。

7 所有権移転の登記

(1) 所有権移転の登記

所有権移転の登記は、司法書士に依頼するなどして購入者が物件の売買代金納入後に行ってください。

登記内容については、事前に確認させていただきます。

登記に必要な住民票及び登録免許税は、購入者の負担により準備していただきます。

(2) 登記完了

登記完了後は登記完了証を提出していただきます。

8 その他

(1) 契約及び登記に要する費用の負担

土地売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転に要する登録免許税のほか、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用が生じた場合は購入者の負担となります。

(2) 土地に係る税金

○取得したとき：登録免許税(国税)、印紙税(国税)、不動産取得税(県税)

○所有しているとき：固定資産税(町税)

※毎年1月1日時点に土地、家屋等を所有している人にかかる税金です。

(3) 自治会加入

松ヶ丘自治会への加入を原則とします。

(4) この要領に定めのない事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、琴浦町財務規則(平成16年規則第47号)及び琴浦町の指示によることとします。